

循環器疾患疾患登録事業について

都道府県名	① 脳卒中登録事業(脳卒中発症者の名簿作成等の登録事業)の都道府県として実施の有無	② 脳卒中以外の循環器疾患登録事業の都道府県としての実施の有無	(②の事業を行っている場合は、その疾患名)	③ ①又は②の事業を実施している場合は、それぞれの事業開始年度
北海道	無	無		
青森県	無	無		
岩手県	有	無		平成3年～
宮城県	有	有	急性心筋梗塞	①昭和55年(現在の委託先への委託開始年度) ②昭和54年
秋田県	有(脳卒中発症者通報事業)	無		昭和59年(1984年)
山形県	有(脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業として実施している)	有(脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業として実施している)	急性心筋梗塞(I21)、その他の虚血性心疾患(I22-25)、心不全(I50)及び心停止(I46.1) ()はICD10コード	平成23年度
福島県	無	無		
茨城県	無	無		
栃木県	有(栃木県脳卒中発症登録事業を行っている)	無		脳卒中発症登録事業は、平成10年度から行っている。
群馬県	無 *平成6年度から脳卒中情報システム実施要綱に基づき実施してきたが、介護保険の拡充等によりその存在意義が薄れたため、平成16年3月31日限りで事業を廃止した。 *発症要因分析ではなく、リハビリ等への連携のために使用	無		
埼玉県	無	無		
千葉県	無	無		
東京都	無	無		
神奈川県	無	無		
新潟県	有 内容 (1)脳卒中退院時情報提供及び訪問調査の実施 (2)脳卒中発症調査(毎年10月中に入院した者について発症状況を把握する。)	無		平成3年度開始

富山県	有	無		①富山県脳卒中情報システム事業：平成3年度開始
石川県	無 (H5年度に開始したが、介護保険制度において、診断書から原因疾患が分かることから、H12年度で終了)	無		
福井県	無	無		
山梨県	無	無		
長野県	無	無		
岐阜県	無	無		
静岡県	無	無		
愛知県	無	無		
三重県	無	無		
滋賀県	無 ◇現在、滋賀医科大学において、H23年度H24年度の2年間の本県全域の脳卒中発症登録を実施中である。 (厚生労働省医政局指導課の地域医療再生基金を活用して補助を行っており、25年度も継続予定)	無		
京都府	有	無		脳卒中登録事業の事業開始年度：平成元年度
大阪府	無	無		
兵庫県	無	無		
奈良県	無	無		
和歌山県	無	無		
鳥取県	無(以前、実施していた(昭和60年～平成16年)が、現在実施していない。) ※脳卒中登録事業を実施している間に、介護保険制度の導入により脳卒中患者の一定の情報が得られるようになったこと、及び、個人情報保護法の施行などにより登録が困難になったため、平成16年末をもって終了した。	無		

島根県	<p>無 個人情報保護の観点から、全県として、発症者の名簿作成等の登録事業(コンピューター登録:平成5年度開始)は平成25年3月で中止した。しかし、県内7圏域中3圏域では、保健所が医療機関・市町村(保健・介護保険)と連携を図り、名簿を作成し、発症・再発予防に活用するとともに、必要なケースは介護保険との連携を図っている。</p> <p>【平成17年から隔年で、医療機関から個人情報を特定しない病型や発症年齢・基礎疾患等を把握する「脳卒中発症状況調査」を全県で実施し、予防対策に活用している。】</p>	無		
岡山県	無	無		
広島県	無	無		
山口県	無	無		
徳島県	無	無		
香川県	無	無		
愛媛県	無	無		
高知県	無	無		
福岡県	無	無		
佐賀県	無	無		
長崎県	無	無		
熊本県	無	無		
大分県	無	無		
宮崎県	無	無		
鹿児島県	無(平成4年度から平成15年度まで県医師会に委託して実施。)	無		
沖縄県	無	無		
計(該当数)	8	2		

(根拠法令)

○健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)□

第16条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病(以下単に「生活習慣病」という。)との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

○健康増進法施行令(平成14年12月4日政令第361号)□

第2条 法第16条の政令で定める生活習慣病は、がん及び循環器病とする。

○「健康増進法等の施行について」平成15年4月30日健発第0430001号、食発第0430001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬局食品保健部長連名通知

第2 法の概要

4 第3章 国民健康・栄養調査等

(2)生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努めること。(法第16条)具体的な内容は、地域がん登録事業及び脳卒中登録事業であること。